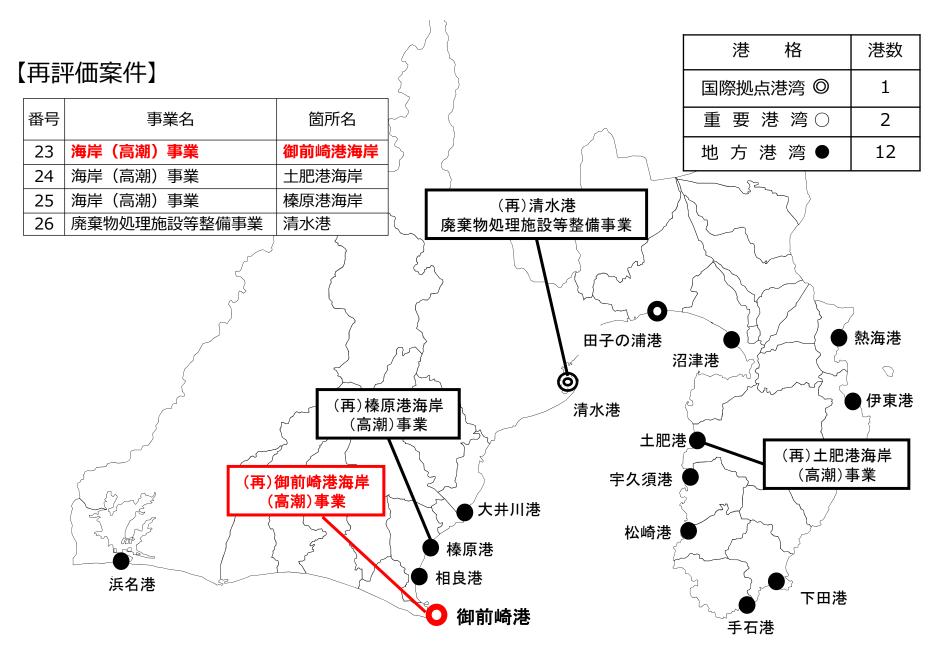
港湾局港湾整備課 再評価 箇所一覧





1 事業箇所 位置図

- ・海岸線は、海洋レジャーの拠点として脚光を浴びている。
- ・下岬地区に整備した多目的海浜公園「マリンパーク御前崎」には多くの観光客が訪れている。
- 平成27年に「みなとオアシス」に登録。
- ・令和2年8月に「釣り文化振興モデル港」に指定。





御前崎海上保安署 清水税関支署御前崎港出張所 国土交通省中部地方整備局 清水港湾事務所御前崎港事務所

2 事業目的(整備効果のイメージ)

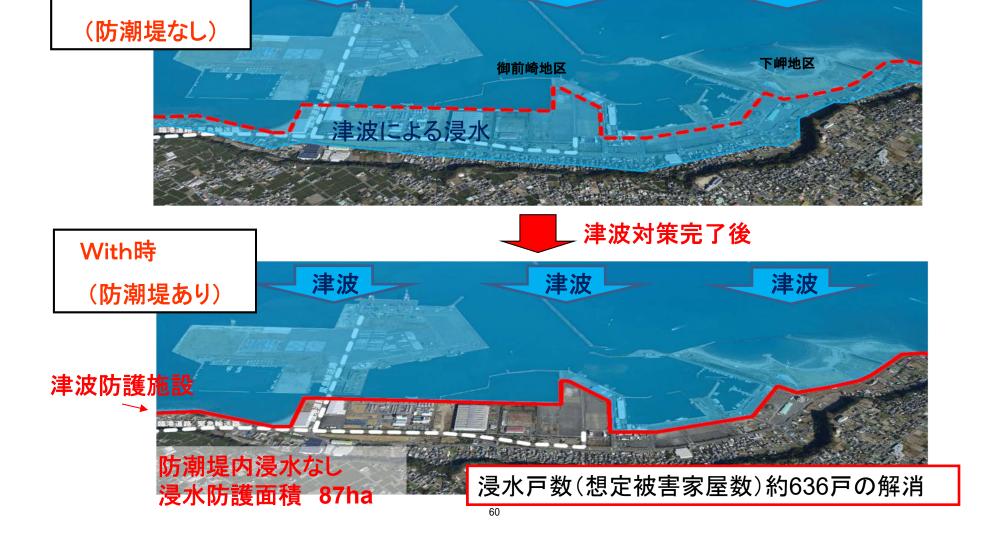
津波

Without時

南海トラフ巨大地震や東海地震等により発生が予想される津波から、背後地の浸水被害を防止・軽減し、住民の生命と財産を保護することを目的とする。

津波

津波



3 事業概要

【事業期間】 平成19年度~令和12年度

【全体事業費】 7,784百万円

【事業内容】 胸壁(新設) 延長=1,539m 胸壁(改良) 延長=2,722m

堤防(改良) 延長=862m

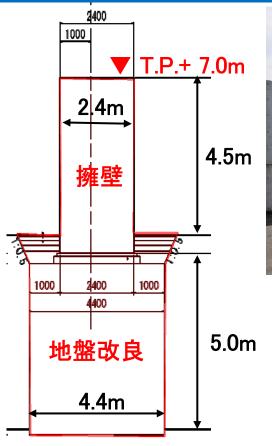
陸閘(新設) 数=3基、陸閘(改良) 数=13基

【進捗率】 事業費 25.9% (2,014/7,784) 事業量 18.6% (816m/4,386m)

【必要堤防高】 T.P.+7.0m ~ 9.0m (設計津波高) T.P.+6.7m ~ 9.0m



3 事業概要 ※整備済施設



断面図

胸壁•陸閘(新設)
▼ T.P.+ 7.0m 必要天端高(4次想定) **摊壁高4.5m 津波**

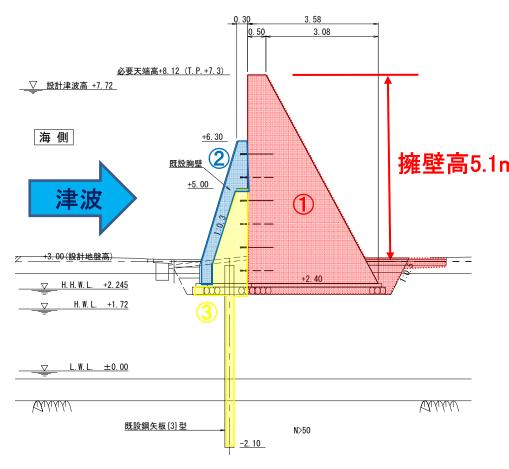


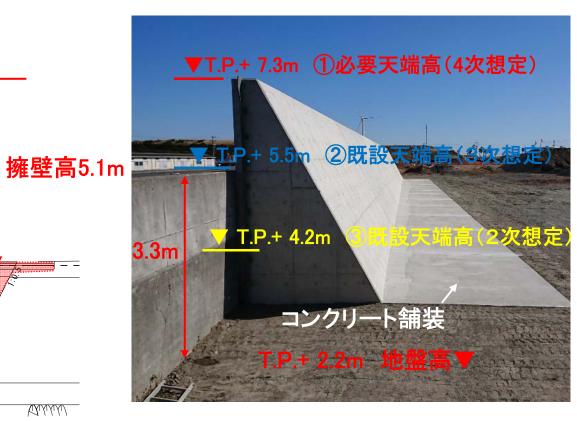
3 事業概要 ※整備済施設



3 事業概要 ※整備済施設(各想定ごと)

胸壁(改良) 嵩上げ





【事業評価】 平成19年度~

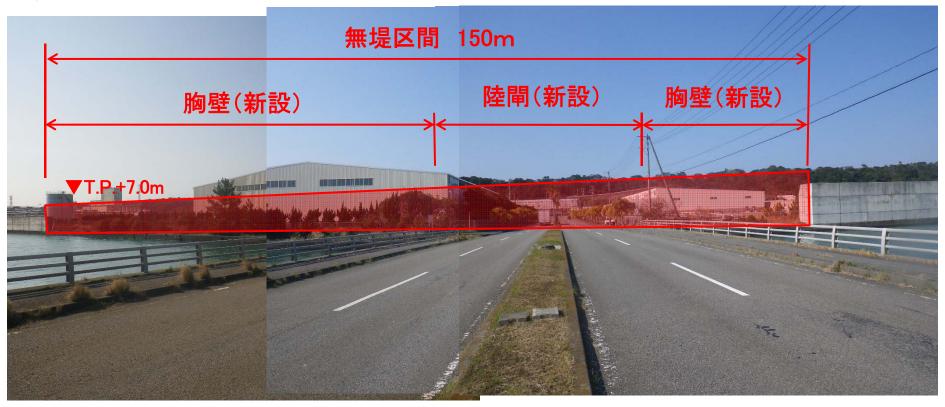
① 4次想定: 対象

② 3次想定: 対象

③ 2次想定: 対象外

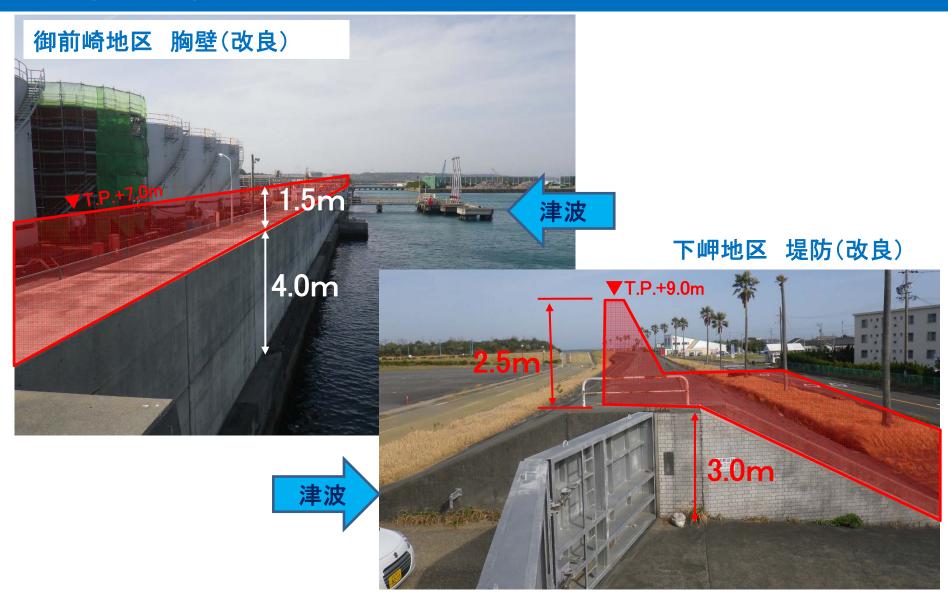
3 事業概要 ※整備予定箇所

御前崎地区 胸壁・陸閘(新設)



- ・津波防護ラインの確保(無堤区間残り150m)
- ・胸壁・陸閘の新設

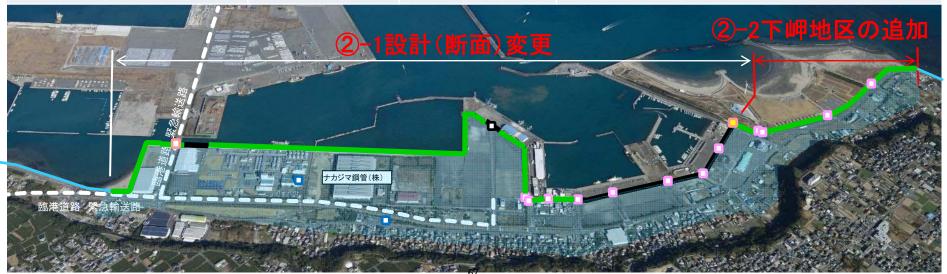
3 事業概要 ※整備予定箇所



既設胸壁・堤防の改良(嵩上げ)

3 事業概要(事業を巡る社会情勢等の変化)

前回からの変更点	前回(H28)	今回(R3)	主な変更理由
①計画期間	H19∼R4	H19~R11 (+8年)	全体事業費の増加に伴う変更
②全体事業費	2,681百万円	7,784百万円 (+5,103)	・設計(断面)変更(②-1)・下岬地区の追加(②-2)
②-1設計(断面)変更	_	+3,633百万円	第4次被害想定(H27.6月)に対応した整備高、津波波力(H27.11月)等を反映した 設計断面への見直し。
②-2下岬地区の追加	_	+1,470百万円	・前回まで無堤区間を優先 ・無堤区間が残り150mのみとなったため、 下岬地区の堤防改良を追加し、全海岸 延長を事業対象として完了を目指す。



4 事業の必要性 (事業の投資効果)

- ・総費用(C)に対する総便益(B) 費用便益比 B/C = 128.9 / 74.1 = 1.7 ※前回 4.7
- •経済的内部収益率 EIRR = 6.4%

総費用(C)=74.1億円 (現在価値換算)

- ·事業費 68.7億円
- ·維持費 5.4億円

総便益(B)=128.9億円 (現在価値換算)

・津波想定浸水域(A=87ha)における被害軽減効果 ⇒ 便益

①総被害軽減額: 461.6億円

▪一般資産被害額: 163.1億円

•公共土木施設被害額: 293.6億円

•公益事業等被害額: 4.9億円

②50年分の被害軽減効果を現在価値換算(総便益)すると

⇒ 128.9億円

5 今後の事業進捗の見込み

- ①東日本大震災以降、地元からの事業に対する期待が大きい。
 - ・津波防護ラインの早期完成
 - 第4次被害想定津波高に対応した施設改良(嵩上げ等)
- ②令和3年度より新規補助事業による集中・重点的な事業投資
- ③令和12年度までの計画期間内における完成が見込まれる。

6 新たなコスト縮減・代替案立案等

- ①陸閘構造等を検討し、コストの縮減に取り組んでいる。
- ②陸閘の機械・電気設備
 - ・長寿命型設備の設置や新技術の導入を積極的に検討
 - 維持管理コスト及びライフサイクルコストの縮減
- ③今後も引き続きコスト縮減に努めていく。

7 対応方針(案)

- ①津波から住民の生命と財産を守る。
- ②切迫する南海トラフ巨大地震や東海地震等の発生 が危惧され、早急な対策が必要。
- ③事業の投資効果及び必要性が十分に認められる。
- ④令和3年度から新規補助事業に移行
 - 事業費の集中・重点投資
 - 下岬地区の追加を含む事業計画の見直し
- ⑤今後の事業の進捗が見込める。



本事業を 継続 する。